

資料 1-2

令和7年度 春日井市地域防災計画（風水害等災害対策計画）  
新旧対照表（案）



令和7年度 春日井市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表（案）

頁	修 正 前				修 正 後				備 考	
	第1編 総則				第1編 総則					
	第3章 防災機関等の役割分担				第3章 防災機関等の役割分担					
	第1節 防災機関等				第1節 防災機関等					
7	1 市	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	愛知県地域防災計画に合わせた修正
		春日井市	1～6 (略) 7 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備	(略)	(略)	春日井市	1～6 (略) 7 <u>消防団</u> 、自主防災組織の育成 <u>強化</u> 及びボランティアによる防災活動の環境整備	(略)	(略)	
8	2 県及び県関係機関	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	愛知県地域防災計画に合わせた修正
		愛知県	1～4 (略) 5 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 6 (略)	(略)	(略)	愛知県	1～4 (略) 5 <u>消防団</u> 、自主防災組織の育成 <u>強化</u> 及びボランティアによる防災活動の環境整備 6 (略)	(略)	(略)	
10	3 指定地方行政機関	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	愛知県地域防災計画に合わせた修正
		中部地方整備局 (略)	(略)	(略)	(略)	中部地方整備局 (略)	(略)	(略)	(略)	
		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>中部管区行政評価局</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>特別行政相談活動の実施</u>	

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	第3節 地域防災組織	第3節 地域防災組織	
17	<p>1 地域防災組織図</p> <pre> graph TD     A[A 愛知県防災会議] --- B[B 春日井市防災会議]     B --- C[C 春日井市水防本部]     A --- D[D 愛知県災害対策本部]     D --- E[E 春日井市災害対策本部 (市役所)]     E --- F[F 現地災害対策本部]     E --- G[G 関係機関]     G --- H[H 公共的団体]     H --- I[I 市民]     F --- I     C --- I   </pre> <p>(注) 災害対策本部が設置されたとき、水防本部は災害対策本部に包括される。</p>	<p>1 地域防災組織図</p> <pre> graph TD     A[A 愛知県防災会議] --- B[B 春日井市防災会議]     B --- C[C 春日井市水防本部]     A --- D[D 愛知県災害対策本部]     D --- E[E 春日井市災害対策本部 (市役所<b>本庁舎</b>)]     E --- F[F 現地災害対策本部]     E --- G[G 関係機関]     G --- H[H 公共的団体]     H --- I[I 市民]     C --- I   </pre> <p>(注) 災害対策本部が設置されたとき、水防本部は災害対策本部に包括される。</p>	表記の整理
	第2編 災害予防計画	第2編 災害予防計画	
	第1章 災害に強い防災体制の確立	第1章 災害に強い防災体制の確立	
	第1節 防災活動体制の整備	第1節 防災活動体制の整備	
20	<p>1 業務継続性の確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 人材育成及び防災訓練の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 水防訓練等の実施</p> <p>(略)</p>	<p>1 業務継続性の確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <b>市役所</b>本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 人材育成及び防災訓練の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 水防訓練等の実施</p> <p>(略)</p>	
21	<p>その際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める<b>ものとする</b>。</p>	<p>その際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める<b>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの</b></p>	表記の整理 愛知県地域防

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
22	<p>(略)</p> <p>(3) 防災訓練の指導協力 (略)</p> <p>また、<u>新型コロナウィルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 広域応援・受援体制の整備</p> <p>(1) 応援要請手続きの整備</p> <p>県又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。また、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>特に</u>府内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員の執務スペースの確保を行う。その際、<u>新型コロナウィルス感染症を含む</u>感染症対策のための適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p><u>違いに配慮するよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災訓練の指導協力 (略)</p> <p>また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 広域応援・受援体制の整備</p> <p>(1) 応援要請手続きの整備</p> <p>県又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。また、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて<u>情報共有や各種調整等を行うため、次のとおり</u>受援体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>ア 受援担当者の選定、執務スペース等の確保</u></p> <p>府内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のための適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p><u>イ 宿泊場所等の確保</u></p> <p><u>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 訓練等の実施</u></p> <p><u>市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p>災計画に合わせた修正</p> <p>愛知県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>愛知県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>愛知県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>愛知県地域防災計画に合わせた修正</p>

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
24	<p>6 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</p> <p>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 (略) また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 物資の輸送拠点 市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>6 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</p> <p>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 (略) また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができるについて、周知及び普及を図るものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 物資の輸送拠点 市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム (B-PLo)</u>等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p><u>また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u></p>	愛知県地域防災計画に合わせた修正
25	<p>第2節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>1 情報連絡体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 無線通信施設 アヘオ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第2節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>1 情報連絡体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 無線通信施設 アヘオ (略)</p> <p><u>カ 通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信等を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u></p>	愛知県地域防災計画に合わせた修正

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	第3節 非常用物資の備蓄	第3節 非常用物資の備蓄	
28	<p>1 食糧及び生活必需品</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 行政備蓄</p> <p>市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食糧、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>指定避難所</u>等に備蓄倉庫を整備し、必要な次の食糧及び生活必需品を備蓄する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>1 食糧及び生活必需品</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 行政備蓄</p> <p>市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食糧、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>新物資システム（B-PLo）</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>指定一般避難所（二次開設避難所を除く）、指定福祉避難所</u>等に備蓄倉庫を整備し、必要な次の食糧及び生活必需品を備蓄する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>愛知県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>二次開設避難所指定に伴う修正</p>
29	<p>2 防災用資機材</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 水防倉庫、<u>指定避難所</u>等に災害応急活動に必要な次の資機材を備蓄する。</p>	<p>2 防災用資機材</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 水防倉庫、<u>指定一般避難所（二次開設避難所を除く）、指定福祉避難所</u>等に災害応急活動に必要な次の資機材を備蓄する。</p>	<p>二次開設避難所指定に伴う修正</p>
	第4節 消防救急体制の整備	第4節 消防救急体制の整備	
30	<p>1 大規模火災における消防体制の整備</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 消防団の強化</p> <p>消防団は、常備の消防隊と一体となって消防活動を実施とともに、初期消火、避難誘導等の地域の防災活動の重要な役割を担っている。災害時に現有本部、6分団及び機能別分団の消防団員が効果的に防災活動を実施できるよう、平常時から技能向上を図るための教育訓練を実施する。</p>	<p>1 大規模火災における消防体制の整備</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 消防団の<u>充実</u>強化</p> <p>消防団は、常備の消防隊と一体となって消防活動を実施とともに、初期消火、避難誘導等の地域の防災活動の重要な役割を担っている。災害時に現有本部、6分団及び機能別分団の消防団員が効果的に防災活動を実施できるよう、平常時から技能向上を図るための教育訓練を実施する。</p>	

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	<u>(追加)</u>	<u>また、大規模災害等に備えた充実強化に向けて、消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u>	愛知県地域防災計画に合わせた修正
31	(4)、(5) (略) 2 救急・救助体制の整備 人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機器、担架・救命胴衣等の救助用資器材を消防署、消防出張所等に整備する。また、市民に応急手当の普及啓発を図るとともに、消防職員を救急救命士に養成するなど迅速かつ的確な救急・救助体制の整備を図る。	(4)、(5) (略) 2 救急・救助体制の整備 人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機器、担架・救命胴衣等の救助用資器材を消防署、消防出張所等に整備する。 <u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u> また、市民に応急手当の普及啓発を図るとともに、消防職員を救急救命士に養成するなど迅速かつ的確な救急・救助体制の整備を図る。	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	第5節 応急医療体制の整備	第5節 応急医療体制の整備	
33	1 医療体制の整備 (1) (略) (2) 広域医療体制の整備 <u>県が2次医療圏等の区域ごとに設置する保健医療調整会議を通じて、広域医療体制の整備を行う。</u>	1 医療体制の整備 (1) (略) (2) 広域医療体制の整備 <u>春日井保健所</u> に設置する保健医療調整会議を通じて、広域医療体制の整備を行う。	表記の整理
	第2章 市民の防災行動力の向上	第2章 市民の防災行動力の向上	
	第1節 防災意識の高揚	第1節 防災意識の高揚	
36	1 市民に対する防災意識の啓発と知識の普及 (1)～(3) (略) (4) 過去の災害教訓の伝承 (略) さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。	1 市民に対する防災意識の啓発と知識の普及 (1)～(3) (略) (4) 過去の災害教訓の伝承 (略) さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の <u>自然災害伝承碑</u> が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。	愛知県地域防災計画に合わせた修正

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	第4節 防災ボランティアとの連携	第4節 防災ボランティアとの連携	
42	<p>1 連携協力体制の推進 (1) (略) また、社会福祉協議会、N P O等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やN P O・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。</p>	<p>1 連携協力体制の推進 (1) (略) また、社会福祉協議会、N P O等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物等、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やN P O・ボランティア等への災害廃棄物等の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。</p>	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	第5節 要配慮者の安全対策及び避難行動の促進対策	第5節 要配慮者の安全対策及び避難行動の促進対策	
45	<p>2 避難行動要支援者対策 (1) 略 (2) 避難行動要支援者名簿の整備等 ア～ウ (略) エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 (略) なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 (略)</p> <p>(3) 個別避難計画の作成等 ア (略) イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供 (略) 併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置を講じる。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>2 避難行動要支援者対策 (1) 略 (2) 避難行動要支援者名簿の整備等 ア～ウ (略) エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 (略) なお、<u>市役所本</u>庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 (略)</p> <p>(3) 個別避難計画の作成等 ア (略) イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供 (略) 併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置を講じる。なお、<u>市役所本</u>庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>3～5 (略)</p>	表記の整理
46			表記の整理

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
47	<p>6 指定福祉避難所の<u>整備</u></p> <p>(1) 市は、<u>指定避難所内の一般避難スペース</u>では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、指定福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。</p>	<p>6 指定福祉避難所の<u>指定</u></p> <p>(1) 市は、<u>指定一般避難所内</u>では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、指定福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。</p>	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	第7節 避難誘導等に係る計画の策定	第7節 避難誘導等に係る計画の策定	
54	<p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項 (略)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 市は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、<u>防災担当部局と保健福祉担当部局</u>が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・施設等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p>	<p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項 (略)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 市は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、<u>本部事務局、救護福祉部及び避難部</u>が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・施設等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p>	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	第3章 災害に強い都市の形成	第3章 災害に強い都市の形成	
	第2節 都市基盤整備の推進	第2節 都市基盤整備の推進	
62	<p>1 公共施設</p> <p>(1) 道路</p> <p>ア 道路防災対策 (ア)、(イ) (略) <u>(追加)</u></p>	<p>1 公共施設</p> <p>(1) 道路</p> <p>ア 道路防災対策 (ア)、(イ) (略) <u>(ウ) 渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。</u></p>	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	第3節 防災対策施設の整備	第3節 防災対策施設の整備	
70	1 市役所庁舎 (略)	1 市役所 <u>本</u> 庁舎 (略)	表記の整理

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
71	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 庁舎屋上に番号標示を行い、ヘリコプター等からの災害応急活動の効率化を図る。</p> <p>2 指定避難所等 (略)</p> <p>(1) 指定避難所等の指定 避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、小学校等の市民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとし、各施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、耐震性、耐火性の確保、バリアフリー化、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進め、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>ア 指定一般避難所 災害時の避難所として次の小学校等を指定し、市民の安全確保、物資の配給等被災者の救援を行う。また、標示板を設置するなど市民に周知する。</p> <p>指定一般避難所 (追加)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市役所本</u>庁舎屋上に番号標示を行い、ヘリコプター等からの災害応急活動の効率化を図る。</p> <p>2 指定避難所等 (略)</p> <p>(1) 指定避難所等の指定 避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、小学校等の市民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとし、各施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、</u>耐震性、耐火性の確保、バリアフリー化、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進め、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>ア 指定一般避難所 災害時の避難所として次の小学校等を指定し、市民の安全確保、物資の配給等被災者の救援を行う。また、標示板を設置するなど市民に周知する。</p> <p>指定一般避難所 (注) <u>東部中、坂下中、春日井高、春日井西高、高蔵寺高、春日井南高、春日井泉高</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>愛知県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>二次開設避難所指定に伴う修正</p>

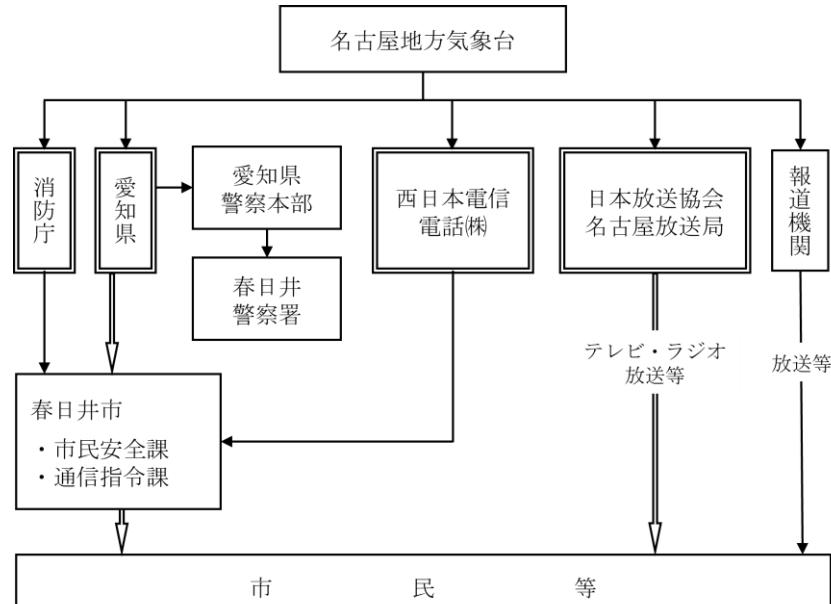
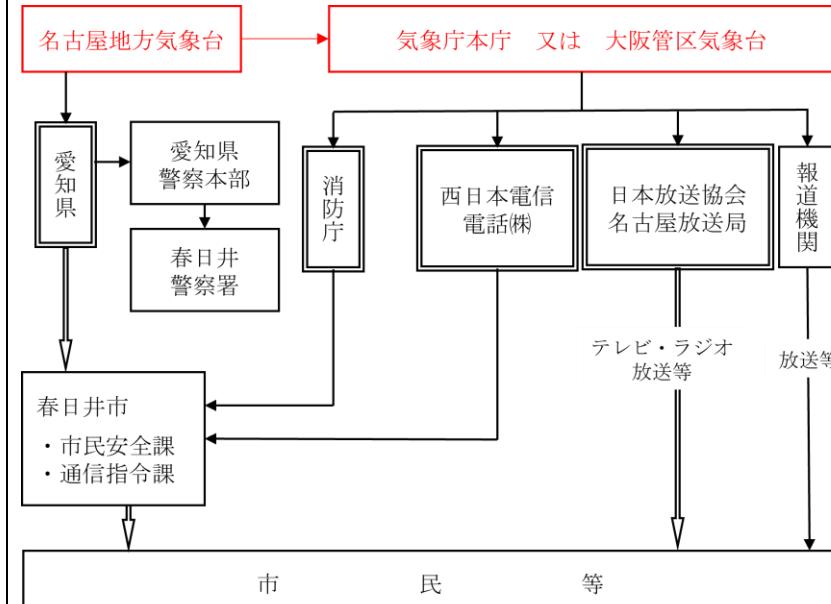
頁	修 正 前	修 正 後	備 考
73	<p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 指定一般避難所及び指定福祉避難所が備えるべき設備 指定一般避難所及び指定福祉避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>(追加)</u>テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション <u>(追加)</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。 また、緊急時に有効な防災行政無線、ファクシミリ等の設備を平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備に努める。</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) 指定避難所の整備 ア <u>避難者を受け入れる場所</u>、医療、物資保管、ボランティア詰所その他避難所運営に必要なスペースをあらかじめ定めておく。</p> <p>イ、ウ (略)</p> <p>エ 緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては平常時から指定避難所等に備え付け、即時に利用できるよう整備に努めるものとする。</p>	<p>南高、春日井泉高の体育館及び武道場は二次開設避難所と位置づけ、次の目安に基づき必要と判断された施設のみを開設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>河川の氾濫などにより〔警戒レベル5〕緊急安全確保を発令したとき</u></li> <li>・<u>他の指定一般避難所が収容限界を超過したとき</u></li> </ul> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 指定一般避難所及び指定福祉避難所が備えるべき設備 指定一般避難所及び指定福祉避難所には、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>給水タンク</u>、<u>貯水槽</u>、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション、<u>炊き出し設備</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。 また、緊急時に有効な防災行政無線、ファクシミリ等の設備を平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備に努める。</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) 指定避難所の整備 ア <u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」</u>を踏まえ、<u>避難者の居住スペースを確保するとともに</u>、医療、物資保管、ボランティア詰所その他避難所運営に必要なスペースをあらかじめ定めておく。</p> <p>イ、ウ (略)</p> <p>エ 緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては平常時から指定避難所等に備え付け、即時に利用できるよう整備に努めるものとする。</p>	<p>二次開設避難所指定に伴う修正 愛知県地域防災計画に合わせた修正</p>
73			<p>愛知県地域防災計画に合わせた修正</p>

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
76	<p>(ア) 情報受発信手段の整備：防災行政無線、ファクシミリ、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、パソコン、ホワイトボード等 (イ)～(エ) (略) (3)、(4) (略) (5) 避難所の運営管理体制の整備 ア～エ (略) オ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。</p> <p>カ (略) キ 市は、指定避難所における<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、避難所の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 ク 感染症対策について、<u>感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成する「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u> ケ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 <u>(追加)</u></p>	<p>(ア) 情報受発信手段の整備：防災行政無線、<u>インターネット機器</u>、ファクシミリ、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、パソコン、ホワイトボード等 (イ)～(エ) (略) (3)、(4) (略) (5) 避難所の運営管理体制の整備 ア～エ (略) オ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討し、<u>受入体制を住民へ周知徹底する。</u></p> <p>カ (略) キ 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難所の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 ク 感染症対策について、平常時から<u>本部事務局、救護福祉部及び避難部</u>が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>ケ 感染症拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p><u>(6) 避難者等の情報把握</u> 市は、保健師、福祉関係者、N P O等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</p> <p><u>(7) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u> ア 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじ</p>	<p>愛知県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>愛知県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>愛知県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>愛知県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>愛知県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>愛知県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>愛知県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>愛知県地域防災計画に合わせた修正</p>

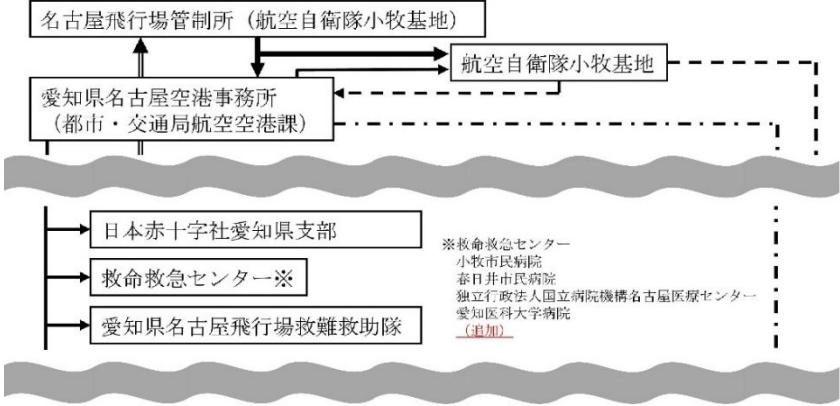
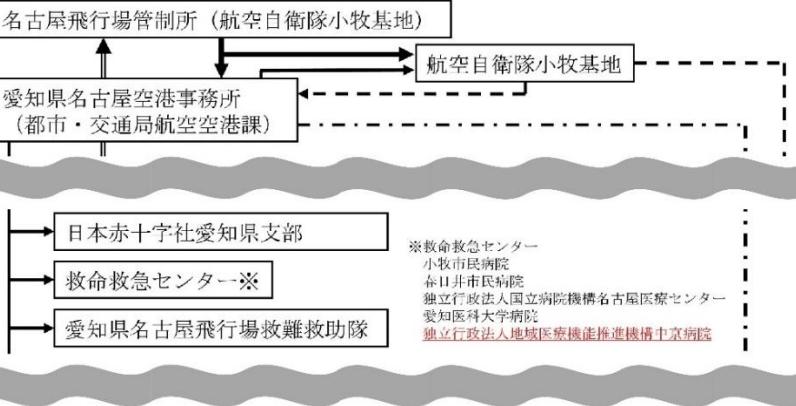
頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>め、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>イ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</p>	
	第5章 市民等のとるべき措置	第5章 市民等のとるべき措置	
81	<p>2 職場においてとるべき措置</p> <p>(1) 防火管理者、<u>保安責任者</u>等を中心に、職場で防災に関する次のような仕事の分担と段取りを決め、すぐに取りかかる。</p>	<p>2 職場においてとるべき措置</p> <p>(1) 防火管理者、<u>危険物保安監督者</u>等を中心に、職場で防災に関する次のような仕事の分担と段取りを決め、すぐに取りかかる。</p>	表記の整理
	第6章 企業防災の促進	第6章 企業防災の促進	
	第2節 対策	第2節 対策	
84	<p>1 企業の取組</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 防災体制の強化</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>防火管理講習会等に積極的に参加し、従業員の防災意識の高揚を図る。</u></p> <p>ウ 事業所内における防災訓練を<u>強化する。</u></p>	<p>1 企業の取組</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 防災体制の強化</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>防火、防災に関する講習会への参加等により、従業員の防災意識の高揚を図る。</u></p> <p>ウ 事業所内における防災訓練を<u>積極的に実施する。</u></p>	表記の整理
	第3編 災害応急対策計画	第3編 災害応急対策計画	
	第1章 応急活動組織	第1章 応急活動組織	
	第1節 活動組織の設置	第1節 活動組織の設置	
87	<p>3 災害対策本部</p> <p>(1) 設置</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 対策本部は、市庁舎6階災害対策室に置く。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>3 災害対策本部</p> <p>(1) 設置</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 対策本部は、市<u>役所本</u>庁舎6階災害対策室に置く。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	表記の整理

頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																								
88	<p>(5) 設置及び廃止の通知 (略)</p> <p>春日井市災害警戒本部</p> <p>春日井市災害対策本部 (現地災害対策本部)</p> <p>本部長 (市長) 副本部長 (副市長、教育長) 部長 (総務部長、<u>総務部参事</u>、企画経営部長、DX推進部長、市民生活部長、いきがい創生部長、健康福祉部長、こども未来部長、環境部長、産業部長、まちづくり推進部長、建設部長、<u>建設部次長兼まちづくり推進部次長</u>、上下水道部長、会計管理者、消防長、教育部長、議会事務局長、監査事務局長)</p> <p>情報管理部 市民窓口部 技術部 消防公安部 避難部 救護福祉部 物資供給部 衛生部 会計部</p> <p>消防補助員</p> <p>指定一般避難所 指定福祉避難所</p> <p>部長会議</p> <p>施設配備態勢</p> <p>4 (略)</p> <p>5 配備態勢等 (1) 配備態勢 (略)</p>	<p>(5) 設置及び廃止の通知 (略)</p> <p>春日井市災害警戒本部</p> <p>春日井市災害対策本部 (現地災害対策本部)</p> <p>本部長 (市長) 副本部長 (副市長、教育長) 部長 (総務部長、企画経営部長、DX推進部長、市民生活部長、いきがい創生部長、健康福祉部長、こども未来部長、環境部長、産業部長、まちづくり推進部長、建設部長、上下水道部長、会計管理者、消防長、教育部長、議会事務局長、監査事務局長)</p> <p>情報管理部 市民窓口部 技術部 消防公安部 避難部 救護福祉部 物資供給部 衛生部 会計部</p> <p>消防補助員</p> <p>指定一般避難所 指定福祉避難所</p> <p>部長会議</p> <p>施設配備態勢</p> <p>4 (略)</p> <p>5 配備態勢等 (1) 配備態勢 (略)</p>																																									
90	<p>本部配備態勢</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備基準</th> <th>設置組織</th> <th>配備要員</th> <th>主な活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>対策本部</td> <td>初動態勢</td> <td>(略)</td> <td>1 部長、<u>参事</u>、<u>次長</u>全員 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第1次</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備基準	設置組織	配備要員	主な活動内容	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	対策本部	初動態勢	(略)	1 部長、 <u>参事</u> 、 <u>次長</u> 全員 (略)	(略)		第1次	(略)	(略)	(略)	<p>本部配備態勢</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備基準</th> <th>設置組織</th> <th>配備要員</th> <th>主な活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>対策本部</td> <td>初動態勢</td> <td>(略)</td> <td>1 部長全員 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第1次</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>1 部長及び総括</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備基準	設置組織	配備要員	主な活動内容	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	対策本部	初動態勢	(略)	1 部長全員 (略)	(略)		第1次	(略)	(略)	1 部長及び総括	組織改正に伴う変更
種別	配備基準	設置組織	配備要員	主な活動内容																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																							
対策本部	初動態勢	(略)	1 部長、 <u>参事</u> 、 <u>次長</u> 全員 (略)	(略)																																							
	第1次	(略)	(略)	(略)																																							
種別	配備基準	設置組織	配備要員	主な活動内容																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																							
対策本部	初動態勢	(略)	1 部長全員 (略)	(略)																																							
	第1次	(略)	(略)	1 部長及び総括																																							

頁	修 正 前						修 正 後						備 考	
	非常配備態勢			参事及び総括担当者（主幹を含む）全員（略）			非常配備態勢			担当者（主幹を含む）全員（略）				
	第2次非常配備態勢	(略)	(略)	1 部長、 <u>参事、次長</u> 、総括担当者（主幹を含む）及び指導主事（課長職）全員（略）	(略)		第2次非常配備態勢	(略)	(略)	1 部長、総括担当者（主幹を含む）及び指導主事（課長職）全員（略）	(略)			
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
96	(2) (略) (3) 参集場所 ア 対策本部員に指名された職員は、本庁舎に参集する。							(2) (略) (3) 参集場所 ア 対策本部員に指名された職員は、 <u>市役所</u> 本庁舎に参集する。						
	第2節 広域応援等の要請及び受入れ	第2節 広域応援等の要請及び受入れ						第2節 広域応援等の要請及び受入れ						
98	1 職員の派遣要請 (1)～(3) (略) (4) 被災市町村への職員派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。	1 職員の派遣要請 (1)～(3) (略) (4) 被災市町村への職員派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。												
	第2章 情報の収集及び伝達	第2章 情報の収集及び伝達						第2章 情報の収集及び伝達						
	第1節 通信連絡体制	第1節 通信連絡体制						第1節 通信連絡体制						
110	3 通信の運用 (1)～(3) (略) (4) 県防災情報システムの使用 被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。 <u>(追加)</u>	3 通信の運用 (1)～(3) (略) (4) 県防災情報システムの使用 被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。 <u>なお、県防災情報システムと総合防災情報システム（SOBO-WEB）間ではデータの連携がされている。</u>												

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
			せた修正
111	<p>第2節 気象情報等の収集及び伝達</p> <p>1 気象情報  (1) 情報伝達系統      気象、水象に関する特別警報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。</p>  <pre> graph TD     NO[Nagoya Meteorological Observatory] --&gt; FD[Fire Department]     NO --&gt; AP[Aichi Prefecture]     NO --&gt; CWS[City of Kasugai]     NO --&gt; WTE[West Japan Telephone]     NO --&gt; JNA[Japan News Agency Nagoya Bureau]     NO --&gt; PR[Press]     FD --&gt; CWS     AP --&gt; CWS     AP --&gt; CWS     CWS --&gt; P[Public]     WTE --&gt; TV[Television and Radio Broadcast]     JNA --&gt; TV     PR --&gt; TV     TV --&gt; P   </pre> <p>(2) (略)</p> <p>2 水防情報  (1) (略)  (2) 水防予警報の発表基準等  ア 庄内川洪水予報  (略)</p> <p>(注) 1 基準地点及び基準は<u>以下</u>のイ (ア) 水位観測所及び発報基準のとおり。</p>	<p>第2節 気象情報等の収集及び伝達</p> <p>1 気象情報  (1) 情報伝達系統      気象、水象に関する特別警報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。</p>  <pre> graph TD     NO[Nagoya Meteorological Observatory] --&gt; AP[Aichi Prefecture]     AP --&gt; FD[Fire Department]     AP --&gt; CWS[City of Kasugai]     AP --&gt; CWS     CWS --&gt; P[Public]     NO --&gt; PR[Press]     NO --&gt; TV[Television and Radio Broadcast]     TV --&gt; P   </pre> <p>(2) (略)</p> <p>2 水防情報  (1) (略)  (2) 水防予警報の発表基準等  ア 庄内川洪水予報  (略)</p> <p>(注) 1 基準地点及び基準は<u>次</u>のイ (ア) 水位観測所及び発報基準のとおり。</p>	愛知県地域防災計画に合わせた修正
119			表記の整理

頁	修 正 前	修 正 後	備 考								
	第3節 被害情報の収集及び伝達	第3節 被害情報の収集及び伝達									
124	<p>2 建物の被災調査        (1) 実地調査        情報管理部収集整理班は調査班を編成し、被災地域において被害調査を実施する。なお、実地調査に当たっては、被害状況調査票（第15号の2様式）を使用し、被災者台帳を作成し保存する。</p>	<p>2 建物の被災調査        (1) 実地調査        情報管理部収集整理班は調査班を編成し、被災地域において被害調査を実施する。<u>また、被害が広範囲等で、情報管理部収集整理班のみで対応が困難な場合は、市民窓口部罹災証明班と協働して行う。</u>        なお、実地調査に当たっては、被害状況調査票（第15号の2様式）を使用し、被災者台帳を作成し保存する。</p>	体制の修正								
	第3章 消防・救助活動	第3章 消防・救助活動									
	第1節 消防活動	第1節 消防活動									
134	<p>1 災害配備態勢の確立        (1) 災害配備態勢        災害が発生したときは、非常招集を発令し、直ちに配備態勢を確保し、活動を開始する。</p> <p><b>非常災害時の招集</b></p> <table border="1"> <tr> <td>非常招集</td> <td>態 勢</td> </tr> <tr> <td>第1号招集</td> <td>在宅職員の4分の1</td> </tr> <tr> <td>第2号招集</td> <td>在宅職員の2分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号招集</td> <td>在宅職員全部</td> </tr> </table> <p>2 異常時の消防活動        (1) (略)        (2) 消防巡視        (略)        (注) 1 (略)        2 消防巡視中に1時間あたりの雨量が30mmを超えた場合は、引き続き再度水防危険箇所を巡視する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 航空機事故による災害対策        (略)</p> <p>(1) 情報の伝達系統        ア 空港又は小牧基地内で災害が発生した場合（関係分）</p>	非常招集	態 勢	第1号招集	在宅職員の4分の1	第2号招集	在宅職員の2分の1	第3号招集	在宅職員全部	<p>1 災害配備態勢の確立        (1) 災害配備態勢        災害が発生したときは、<u>消防職員風水害等初動対応計画に定める参集基準に従い</u>非常招集を発令し、直ちに配備態勢を確保し、活動を開始する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2 異常時の消防活動        (1) (略)        (2) 消防巡視        (略)        (注) 1 (略)        2 消防巡視中に1時間あたりの雨量が30mmを超えた場合は、引き続き再度水防危険箇所を巡視する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 航空機事故による災害対策        (略)</p> <p>(1) 情報の伝達系統        ア 空港又は小牧基地内で災害が発生した場合（関係分）</p>	現体制への修正
非常招集	態 勢										
第1号招集	在宅職員の4分の1										
第2号招集	在宅職員の2分の1										
第3号招集	在宅職員全部										
135			表記の整理								

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
137	 <p>名古屋飛行場管制所（航空自衛隊小牧基地）</p> <p>航空自衛隊小牧基地</p> <p>愛知県名古屋空港事務所（都市・交通局航空空港課）</p> <p>日本赤十字社愛知県支部</p> <p>救命救急センター※</p> <p>愛知県名古屋飛行場救難救助隊</p> <p>※救命救急センター 小牧市民病院 春日井市民病院 独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター 愛知医科大学病院 (追加)</p>	 <p>名古屋飛行場管制所（航空自衛隊小牧基地）</p> <p>航空自衛隊小牧基地</p> <p>愛知県名古屋空港事務所（都市・交通局航空空港課）</p> <p>日本赤十字社愛知県支部</p> <p>救命救急センター※</p> <p>愛知県名古屋飛行場救難救助隊</p> <p>※救命救急センター 小牧市民病院 春日井市民病院 独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター 愛知医科大学病院 独立行政法人地域医療機能推進機構中京病院 (追加)</p>	愛知県名古屋飛行場緊急計画（R6.7 時点）と整合を図るため
	第4節 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備	第4節 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備	
151	<p>2 市は、「春日井市災害時受援計画」に基づき、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制を確保する。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p> <p><u>また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u></p>	<p>2 市は、「春日井市災害時受援計画」に基づき、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制を確保する。また、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>愛知県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>愛知県地域防災計画に合わせた修正</p>
	第4章 水防活動	第4章 水防活動	
	第1節 水防体制	第1節 水防体制	
152	<p>1 水防組織</p> <p>市の地域において、水防活動の必要が生じたときは、その業務を統括するため水防本部を市庁舎内に設置し、水防計画に基づく諸対策を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>2 水防配備態勢</p> <p>(略)</p>	<p>1 水防組織</p> <p>市の地域において、水防活動の必要が生じたときは、その業務を統括するため水防本部を市役所本庁舎内に設置し、水防計画に基づく諸対策を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>2 水防配備態勢</p> <p>(略)</p>	表記の整理

頁	修 正 前	修 正 後	備 考																														
	<p>(1) 水防配備態勢の種類及び時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配備態勢</th> <th>配備時期</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防初動態勢</td> <td>水防本部の ・部長全員、<u>次長及び参事</u> (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水防第1次非常配備態勢</td> <td>水防本部の ・部長、<u>参事、次長</u>、総括担当者及び指導主事（課長職）全員 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水防第2次非常配備態勢</td> <td>水防本部に所属する職員のうち ・部長、<u>参事、次長</u>、総括担当者及び指導主事（課長職）全員 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	配備態勢		配備時期	(略)	(略)	(略)	水防初動態勢	水防本部の ・部長全員、 <u>次長及び参事</u> (略)	(略)	水防第1次非常配備態勢	水防本部の ・部長、 <u>参事、次長</u> 、総括担当者及び指導主事（課長職）全員 (略)	(略)	水防第2次非常配備態勢	水防本部に所属する職員のうち ・部長、 <u>参事、次長</u> 、総括担当者及び指導主事（課長職）全員 (略)	(略)	<p>(1) 水防配備態勢の種類及び時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配備態勢</th> <th>配備時期</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防初動態勢</td> <td>水防本部の ・部長全員 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水防第1次非常配備態勢</td> <td>水防本部の ・部長、総括担当者及び指導主事（課長職）全員 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水防第2次非常配備態勢</td> <td>水防本部に所属する職員のうち ・部長、総括担当者及び指導主事（課長職）全員 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	配備態勢		配備時期	(略)	(略)	(略)	水防初動態勢	水防本部の ・部長全員 (略)	(略)	水防第1次非常配備態勢	水防本部の ・部長、総括担当者及び指導主事（課長職）全員 (略)	(略)	水防第2次非常配備態勢	水防本部に所属する職員のうち ・部長、総括担当者及び指導主事（課長職）全員 (略)	(略)	組織改正に伴う変更
配備態勢		配備時期																															
(略)	(略)	(略)																															
水防初動態勢	水防本部の ・部長全員、 <u>次長及び参事</u> (略)	(略)																															
水防第1次非常配備態勢	水防本部の ・部長、 <u>参事、次長</u> 、総括担当者及び指導主事（課長職）全員 (略)	(略)																															
水防第2次非常配備態勢	水防本部に所属する職員のうち ・部長、 <u>参事、次長</u> 、総括担当者及び指導主事（課長職）全員 (略)	(略)																															
配備態勢		配備時期																															
(略)	(略)	(略)																															
水防初動態勢	水防本部の ・部長全員 (略)	(略)																															
水防第1次非常配備態勢	水防本部の ・部長、総括担当者及び指導主事（課長職）全員 (略)	(略)																															
水防第2次非常配備態勢	水防本部に所属する職員のうち ・部長、総括担当者及び指導主事（課長職）全員 (略)	(略)																															
	第5章 救援及び救護	第5章 救援及び救護																															
	第1節 避難	第1節 避難																															
163	<p>7 避難所の管理運営 (略)</p> <p>また、<u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ</u>、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは速やかに適切な措置を講ずること。</p> <p>(6) 常に市の本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。</p> <p>特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。</p>	<p>7 避難所の管理運営 (略)</p> <p>また、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など、<u>感染症対策の観点</u>を取り入れた防災対策を推進するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは速やかに適切な措置を講ずる。</p> <p>(6) 常に市の本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。</p> <p>特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努める。</p>	<p>愛知県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>																														

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
164	<p>また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「春日井市避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮する<u>こと</u>。</p> <p>(7) 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮する。</p> <p>(8)、(9) (略)</p> <p>(10) 避難所が万一危険になった場合は、再避難等について対策を検討し、混乱のないよう適切な措置を講ずる<u>こと</u>。</p> <p>(11) 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる<u>こと</u>。</p> <p>(12) 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置を講ずる<u>こと</u>。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「春日井市避難所運営マニュアル」を参考に配慮する<u>こと</u>。</p>	<p>また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「春日井市避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮する。</p> <p>(7) 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮する。<u>そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。</u></p> <p>(8)、(9) (略)</p> <p>(10) 避難所が万一危険になった場合は、再避難等について対策を検討し、混乱のないよう適切な措置を講ずる。</p> <p>(11) 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。</p> <p>(12) 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置を講ずる。</p> <p><u>また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等、質の確保にも配慮する。</u></p> <p>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者については、「春日井市避難所運営マニュアル」を参考に配慮する。</p>	<p>愛知県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>愛知県地域防災計画に合わせた修正</p>
165	<p>(13) 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者<u>に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること</u>。</p>	<p>(13) 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者<u>等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難生活の環境整備に必要な措置を講じる。</u></p>	<p>愛知県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>表記の整理</p>

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p>	<p><u>(14)</u> 在宅避難者等の支援拠点を設置した場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</p> <p><u>(15)</u> 車中泊避難を行うためのスペースを設置した場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> 必要に応じて、ペットの飼養場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「ペット登録台帳」に登録するとともに、飼養場所や飼養ルールを飼い主及び避難者へ周知・徹底を図る。また、飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p><u>(18)</u> 避難の長期化等必要に応じて、次の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>ア プライバシーの確保状況</p> <p>イ 入浴施設設置の有無及び利用頻度</p> <p>ウ 洗濯等の頻度</p> <p>エ 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</p> <p>オ 暑さ・寒さ対策の必要性</p> <p>カ 食料の確保、配食等の状況</p> <p>キ し尿及びごみの処理状況</p> <p>ク 避難者の健康状態</p> <p>ケ 指定避難所の衛生状態</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p>	<p>愛知県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>愛知県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>愛知県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>愛知県地域防災計画に合わせた修正 表記の整理</p> <p>愛知県地域防災計画に合わせた修正</p>

頁	修 正 前	修 正 後	備 考																								
	<u>(18)</u> (略)	<u>(21)</u> (略)																									
	第3節 食糧	第3節 食糧																									
169	<p>2 炊出し            (1) (略)            (2) 炊出しの方法            ア～ウ (略)            エ 各調理場 (<u>前並</u>・稻口・東部第1・東部第2)においては、施設の状況に応じ、炊出しを行う。            オ、カ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 食糧等の調達に関する協定            (略)</p>	<p>2 炊出し            (1) (略)            (2) 炊出しの方法            ア～ウ (略)            エ 各調理場 (稻口・東部第1・東部第2)においては、施設の状況に応じ、炊出しを行う。            オ、カ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 食糧等の調達に関する協定            (略)</p>	前並調理場廃止に伴う削除																								
170	<table border="1"> <thead> <tr> <th>協定先</th><th>物資の種別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>尾張中央農業協同組合</u> (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>名古屋勤労市民生活協同組合</u> (略)</td><td></td></tr> <tr> <td><u>株式会社ホームセンターアント</u> (略)</td><td></td></tr> <tr> <td><u>株式会社カインズ</u> <u>(追加)</u></td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	協定先	物資の種別	<u>尾張中央農業協同組合</u> (略)	(略)	<u>名古屋勤労市民生活協同組合</u> (略)		<u>株式会社ホームセンターアント</u> (略)		<u>株式会社カインズ</u> <u>(追加)</u>		(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>協定先</th><th>物資の種別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(削除)</u> (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>(削除)</u> (略)</td><td></td></tr> <tr> <td><u>(削除)</u> (略)</td><td></td></tr> <tr> <td><u>株式会社カインズ</u> <u>コーナン商事株式会社</u></td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	協定先	物資の種別	<u>(削除)</u> (略)	(略)	<u>(削除)</u> (略)		<u>(削除)</u> (略)		<u>株式会社カインズ</u> <u>コーナン商事株式会社</u>		(略)	(略)	協定締結、解除及び見直しに伴う削除及び追加
協定先	物資の種別																										
<u>尾張中央農業協同組合</u> (略)	(略)																										
<u>名古屋勤労市民生活協同組合</u> (略)																											
<u>株式会社ホームセンターアント</u> (略)																											
<u>株式会社カインズ</u> <u>(追加)</u>																											
(略)	(略)																										
協定先	物資の種別																										
<u>(削除)</u> (略)	(略)																										
<u>(削除)</u> (略)																											
<u>(削除)</u> (略)																											
<u>株式会社カインズ</u> <u>コーナン商事株式会社</u>																											
(略)	(略)																										
	第4節 生活必需品	第4節 生活必需品																									
171	<p>2 調達及び搬送            (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。            また、夏季には<u>扇風機等</u>、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。</p>	<p>2 調達及び搬送            (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。            また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ</u>、夏季には<u>冷房器具</u>、冬季には暖房器</p>	愛知県地域防災計画に合わ																								

頁	修 正 前	修 正 後	備 考												
172	<p>(5) (略)        3、4 (略)        5 物資の調達に関する協定        (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定先</th><th>物資の種別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>尾張中央農業協同組合</u> (略) <u>名古屋勤労市民生活協同組合</u> (略) <u>株式会社ホームセンターアント</u> (略) プラス株式会社ジョインテック スカンパニー <u>(追加)</u> (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	協定先	物資の種別	<u>尾張中央農業協同組合</u> (略) <u>名古屋勤労市民生活協同組合</u> (略) <u>株式会社ホームセンターアント</u> (略) プラス株式会社ジョインテック スカンパニー <u>(追加)</u> (略)	(略)	(略)	(略)	<p>具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する<u>とともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u>        (5) (略)        3、4 (略)        5 物資の調達に関する協定        (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定先</th><th>物資の種別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(削除)</u> (略) <u>(削除)</u> (略) <u>(削除)</u> (略) <u>ヨーナン商事株式会社</u> (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	協定先	物資の種別	<u>(削除)</u> (略) <u>(削除)</u> (略) <u>(削除)</u> (略) <u>ヨーナン商事株式会社</u> (略)	(略)	(略)	(略)	せた修正 協定締結、解除及び見直しに伴う削除及び追加
協定先	物資の種別														
<u>尾張中央農業協同組合</u> (略) <u>名古屋勤労市民生活協同組合</u> (略) <u>株式会社ホームセンターアント</u> (略) プラス株式会社ジョインテック スカンパニー <u>(追加)</u> (略)	(略)														
(略)	(略)														
協定先	物資の種別														
<u>(削除)</u> (略) <u>(削除)</u> (略) <u>(削除)</u> (略) <u>ヨーナン商事株式会社</u> (略)	(略)														
(略)	(略)														
174	<p>第5節 医療</p> <p>1 医療活動        (1)～(4) (略)        (5) 保健医療調整会議への参画        県が<u>2次医療圏等の区域ごと</u>に設置する保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。</p> <p>2 (略)        3 医薬品等の確保        (1)～(3) (略)</p>	<p>第5節 医療</p> <p>1 医療活動        (1)～(4) (略)        (5) 保健医療調整会議への参画        春日井保健所に設置する保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。</p> <p>2 (略)        3 医薬品等の確保        (1)～(3) (略)</p>	表記の整理												
175	<p>(4) 災害の状況等により医薬品等が不足するときは、<u>2次医療圏等の区域ごと</u>に設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。</p>	<p>(4) 災害の状況等により医薬品等が不足するときは、<u>春日井保健所</u>に設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。</p>	表記の整理												

頁	修 正 前	修 正 後	備 考												
	第6節 住宅の確保	第6節 住宅の確保													
176	災害の発生により住家が全壊、全焼又は流失し、 <u>自己</u> の資力によつては居住する住家を確保できない被災者に対して、応急仮設住宅の設置、公営住宅等の一時使用、住宅の応急修理、障害物の除去等により居住の安定を図る。 1～3 (略) 4 被災住宅の応急修理 (略) (1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害の発生により住家が全壊、全焼又は流失し、 <u>自ら</u> の資力によつては居住する住家を確保できない被災者に対して、応急仮設住宅の設置、公営住宅等の一時使用、住宅の応急修理 <u>(ブルーシートの展張等を含む)</u> 、障害物の除去等により居住の安定を図る。 1～3 (略) 4 被災住宅の応急修理 (略) (1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 <u>(ブルーシートの展張等)</u>	表記の整理 愛知県地域防災計画に合わせた修正												
179	第7節 防疫	第7節 防疫	愛知県地域防災計画に合わせた修正												
182	1 防疫対策 (略) (1)～(3) (略) (4) 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。	1 防疫対策 (略) (1)～(3) (略) (4) 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、 <u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。</u>	愛知県地域防災計画に合わせた修正												
	第9節 緊急輸送														
185	(略) 1 緊急輸送手段の確保 (1)～(3) (略) (4) 緊急車両の調達等 ア (略) イ (略)	(略) 1 緊急輸送手段の確保 (1)～(3) (略) (4) 緊急車両の調達等 ア (略) イ (略)													
	<table border="1"> <tr> <td>協定先</td> <td>協定の内容</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略) ヤマト運輸株式会社</td> <td>物資輸送及び物資集配拠点の運営補助</td> </tr> </table>	協定先	協定の内容	(略)	(略)	(略) ヤマト運輸株式会社	物資輸送及び物資集配拠点の運営補助	<table border="1"> <tr> <td>協定先</td> <td>協定の内容</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略) ヤマト運輸株式会社</td> <td>物資輸送及び物資集配拠点の運営補助</td> </tr> </table>	協定先	協定の内容	(略)	(略)	(略) ヤマト運輸株式会社	物資輸送及び物資集配拠点の運営補助	
協定先	協定の内容														
(略)	(略)														
(略) ヤマト運輸株式会社	物資輸送及び物資集配拠点の運営補助														
協定先	協定の内容														
(略)	(略)														
(略) ヤマト運輸株式会社	物資輸送及び物資集配拠点の運営補助														

頁	修 正 前	修 正 後	備 考																				
	<p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>株式会社トヨタレンタリース愛知 株式会社トヨタレンタリース名古屋 J-net レンタリース株式会社</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2 燃料の確保 緊急<u>輸送</u>車両の運行に必要な燃料は、「災害時における物資調達に関する協定」に基づき、協定締結団体に協力要請して確保する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定先</th><th>協定品目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>尾張中央農業協同組合</u></td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	協定先	協定品目	(略)	(略)	<u>尾張中央農業協同組合</u>		(略)		(略)	(略)	<p><u>一般社団法人 AZ-COM ネットワーク</u></p> <p>(略)</p> <p>株式会社トヨタレンタリース愛知 <u>NTP ホールディングス株式会社</u> J-net レンタリース株式会社</p> <p><u>エース協同組合</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2 燃料の確保 緊急<u>通行</u>車両の運行に必要な燃料は、「災害時における物資調達に関する協定」に基づき、協定締結団体に協力要請して確保する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定先</th><th>協定品目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	協定先	協定品目	(略)	(略)	<u>(削除)</u>		(略)		(略)	(略)	
協定先	協定品目																						
(略)	(略)																						
<u>尾張中央農業協同組合</u>																							
(略)																							
(略)	(略)																						
協定先	協定品目																						
(略)	(略)																						
<u>(削除)</u>																							
(略)																							
(略)	(略)																						
	第6章 要配慮者対策	第6章 要配慮者対策	表記の整理																				
	第1節 支援対策	第1節 支援対策	協定見直しによる削除																				
190	<p>1 支援体制の確立 (1)、(2) (略)</p> <p>(3) 市は、更なる支援体制が必要と認める場合は、県に対して災害派遣福祉チーム <u>(D C A T)</u> の派遣要請を行う。</p>	<p>1 支援体制の確立 (1)、(2) (略)</p> <p>(3) 市は、更なる支援体制が必要と認める場合は、県に対して災害派遣福祉チーム <u>(D W A T)</u> や<u>災害支援ナース</u>の派遣要請を行う。</p>	愛知県地域防災計画に合わせた修正																				
	第7章 都市施設の応急対策	第7章 都市施設の応急対策																					
	第1節 公共施設	第1節 公共施設																					
194	<p>4 市庁舎等の公共施設 (1) 利用者の安全確保 市庁舎、ふれあいセンター、公民館等の施設管理者及び職員は、利用者の安全確保を最優先して行動し、状況に応じ必要な措置を講ずる。</p>	<p>4 市<u>役所本</u>庁舎等の公共施設 (1) 利用者の安全確保 市<u>役所本</u>庁舎、ふれあいセンター、公民館等の施設管理者及び職員は、利用者の安全確保を最優先して行動し、状況に応じ必要な措置を講ずる。</p>	表記の整理 表記の整理																				

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	第2節 ライフライン	第2節 ライフライン	
197	<p>6 電話</p> <p>(1) 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p>また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</p>	<p>6 電話</p> <p>(1) 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。<u>加えて、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u></p> <p>また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</p>	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	第8章 交通対策及び災害警備	第8章 交通対策及び災害警備	
	第1節 交通障害物の撤去	第1節 交通障害物の撤去	
200	<p>災害時の応急対策を円滑に実施するため、道路障害物の撤去、路上放置車両等に対する必要な措置を行い、緊急通行車両の通行を確保する。</p> <p>また、ライフライン施設の応急復旧を行うため、市、県、国、ライフライン事業者等で実施する合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>災害時の応急対策を円滑に実施するため、道路障害物の撤去、路上放置車両等に対する必要な措置を行い、緊急通行車両の通行を確保する。</p> <p>また、ライフライン施設の応急復旧を行うため、市、県、国、ライフライン事業者等で実施する合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。</p> <p><u>なお、陸路だけでなく、空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。</u></p>	愛知県地域防災計画に合わせた修正

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	第9章 廃棄物対策	第9章 廃棄物対策	
	第1節 ごみ・し尿対策	第1節 ごみ・し尿対策	
208	<p>1 災害廃棄物処理実行計画の策定</p> <p>市は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保するため、平成31年3月に春日井市災害廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を策定した。処理計画は、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理できるよう、仮置場の確保や運用方針、生活ごみや避難所ごみ、仮設トイレのし尿等の処理体制及び周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示したものである。</p> <p>災害発生後、市地域防災計画及び処理計画に基づき、災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の推計発生量、処理体制、処理方法、処理フロー、処理スケジュール等及び関係団体との連携等について具体的に記載するものとする。</p> <p>2 処理体制の確保</p> <p>発生した廃棄物を円滑かつ迅速に処理するために、処理施設等の被害状況の把握を行うとともに、災害廃棄物の発生量を推計する。ただし、気象条件等を踏まえ、巡回等にあたる職員等の安全を最優先として情報収集にあたるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応援・協力要請</p> <p>ア 災害廃棄物の発生量等の状況に応じ、委託業者及び許可業者へ臨時収集について協力を要請する。</p> <p>イ、ウ (略)</p>	<p>1 災害廃棄物処理実行計画の策定</p> <p>市は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保するため、平成31年3月に春日井市災害廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を策定した。処理計画は、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理できるよう、仮置場の確保や運用方針、生活ごみや避難所ごみ、仮設トイレのし尿等の処理体制及び周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示したものである。</p> <p>災害発生後、市地域防災計画及び処理計画に基づき、災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物等の推計発生量、処理体制、処理方法、処理フロー、処理スケジュール等及び関係団体との連携等について具体的に記載するものとする。</p> <p>2 処理体制の確保</p> <p>発生した廃棄物を円滑かつ迅速に処理するために、処理施設等の被害状況の把握を行うとともに、災害廃棄物等の発生量を推計する。ただし、気象条件等を踏まえ、巡回等にあたる職員等の安全を最優先として情報収集にあたるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応援・協力要請</p> <p>ア 災害廃棄物等の発生量等の状況に応じ、委託業者及び許可業者へ臨時収集について協力を要請する。</p> <p>イ、ウ (略)</p>	愛知県地域防災計画に合わせた修正
209	3 ごみの収集・処理方法	3 ごみの収集・処理方法	
	<p>(1) 収集及び運搬</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 災害廃棄物は、災害の規模に応じて設置する一次仮置場に一時的に集積する。</p> <p>(2) 仮置場の運用及び災害廃棄物処理の実施</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害の規模に応じて、二次仮置場を設置する。二次仮置場では、一次仮置場で選別・保管・処理ができない災害廃棄物を搬入し、選別・保管・再資源化を行う。</p>	<p>(1) 収集及び運搬</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 災害廃棄物等は、災害の規模に応じて設置する一次仮置場に一時的に集積する。</p> <p>(2) 仮置場の運用及び災害廃棄物等処理の実施</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害の規模に応じて、二次仮置場を設置する。二次仮置場では、一次仮置場で選別・保管・処理ができない災害廃棄物等を搬入し、選別・保管・再資源化を行う。</p>	
210			

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
211	<p>ウ 災害廃棄物は、可能な限り分別して仮置場に持ち込む。また、仮置場には、分別区分の看板を設置する。 エ～オ (略)</p> <p>カ 災害廃棄物は、可能な限り選別を行い、再資源化処理を図る。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</p> <p>キ 災害廃棄物は、仮置場での選別後、市の既存処理施設で処理を行うこととし、市で処理がしきれない場合は、愛知県内の広域処理を検討する。</p>	<p>ウ 災害廃棄物等は、可能な限り分別して仮置場に持ち込む。また、仮置場には、分別区分の看板を設置する。 エ～オ (略)</p> <p>カ 災害廃棄物等は、可能な限り選別を行い、再資源化処理を図る。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</p> <p>キ 災害廃棄物等は、仮置場での選別後、市の既存処理施設で処理を行うこととし、市で処理がしきれない場合は、愛知県内の広域処理を検討する。</p>	
	第10章 教育対策	第10章 教育対策	
	第1節 児童生徒の安全対策等	第1節 児童生徒の安全対策等	
215	<p>3 避難所開設への協力 指定一般避難所となっている小学校にあつては、市と緊密な連携をとり、避難所の開設に協力する。</p>	<p>3 避難所開設への協力 指定一般避難所となっている小、中学校及び県立高校にあつては、市と緊密な連携をとり、避難所の開設に協力する。</p>	二次開設避難所開設に伴う変更
	第2節 学校教育の早期再開	第2節 学校教育の早期再開	
216	<p>3 学校給食 (1) 学校の再開に併せて速やかに学校給食が実施できるよう、各調理場（前並・稻口・東部第1・東部第2）の復旧に努める。 なお、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。 (2) 学校給食は、各調理場（前並・稻口・東部第1・東部第2）の施設で被災者の炊出しを実施する場合、感染症等の危険の発生が予測される場合その他給食の実施が適当でないと認められる場合は、一時中断する。</p>	<p>3 学校給食 (1) 学校の再開に併せて速やかに学校給食が実施できるよう、各調理場（稻口・東部第1・東部第2）の復旧に努める。 なお、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。 (2) 学校給食は、各調理場（稻口・東部第1・東部第2）の施設で被災者の炊出しを実施する場合、感染症等の危険の発生が予測される場合その他給食の実施が適当でないと認められる場合は、一時中断する。</p>	前並調理場廃止に伴う削除 前並調理場廃止に伴う削除
	第4編 災害復旧・復興計画	第4編 災害復旧・復興計画	
	第2章 復興体制	第2章 復興体制	
	3 職員の派遣要請 (1) (略) (2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17） 市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請すること	<p>3 職員の派遣要請 (1) (略) (2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17） 市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請すること</p>	

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	ができる。特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度 <u>を</u> 活用するものとする。	ができる。特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度 <u>の活用も含めて検討</u> するものとする。	防災基本計画に合わせた修正
	第3章 公共施設の災害復旧計画	第3章 公共施設の災害復旧計画	
228	<p>2 災害復旧に伴う財政援助</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要綱等により一部負担又は補助されるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で災害復旧事業費の2分の1を国庫補助する。</u></p>	<p>2 災害復旧に伴う財政援助</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要綱等により一部負担又は補助されるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	愛知県地域防災計画に合わせた修正
230	<p>3 (略)</p> <p>4 災害復旧事業の実施 <u>(追加)</u></p> <p>災害により、被害を受けた施設の復旧を迅速に実施するため、指定地方行政機関、県、市、指定公共機関等は、必要な職員を適正に配置し、また、必要に応じて職員の応援派遣等を県に対して要請する。</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 災害復旧事業の実施</p> <p><u>被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急性の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。</u></p> <p><u>その際、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。また、災害により、被害を受けた施設の復旧を迅速に実施するため、指定地方行政機関、県、市、指定公共機関等は、必要な職員を適正に配置し、また、必要に応じて職員の応援派遣等を県に対して要請する。</u></p>	愛知県地域防災計画に合わせた修正

頁	修 正 前						修 正 後						備 考				
	計画資料						計画資料										
	資料7 水こう門						資料7 水こう門										
	位置	名称	管理責任者	巡視責任者	排水樋門		構 造	位置	名称	管理責任者	巡視責任者	排水樋門		構 造			
	御幸町 (庄内川)	排水樋門	国土交通省 上下水道部長	上下水道部長	高さ (m)	幅 (m)	数		排水樋門	国土交通省 上下水道部長	上下水道部長	高さ (m)	幅 (m)	数			
	(追加)				1.6	2.2	1			鋼製手動式 スルーゲート		1.6	2.2	1			
	松河戸町 (庄内川)		国土交通省 春日井市	建設部長	(追加)	(追加)	(追加)			鋼製手動式 スルーゲート	春日井市	3.2	1.5	1			
	(略)				1.0	1.0	2			手動巻上		1.0	1.0	2			
	熊野町 (内津川)		春日井市		(略)	(略)	(略)			(略)	春日井市	(略)	(略)	(略)			
	桜佐町 (内津川)				3.2	1.5	1			鋼製電動式 スルーゲート		(削除)	(削除)	(削除)			
	(略)				1.47	1.55	1			手動巻上	建設部長	1.47	1.55	1			
	資料9 災害対策本部組織体制・事務分掌																
	(略)																
270	資料9 災害対策本部組織体制・事務分掌						資料9 災害対策本部組織体制・事務分掌										
	部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌				部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌								
	本部事務局 部長 (略)	(略)	(略)				本部事務局 部長 (略)	(略)	(略)								
	○企画経営部長 <u>○総務部参事</u> (略)	「受援総括班」 総務課 財政課	1～6 (略) 7 庁舎駐車場の確保、エレベーターの稼動指示に関すること。 8 庁舎への避難者の対応に関すること。				○企画経営部長 <u>(削除)</u> (略)	「受援総括班」 総務課 財政課	1～6 (略) 7 <u>市役所本</u> 庁舎駐車場の確保、エレベーターの稼動指示に関すること。 8 <u>市役所本</u> 庁舎への避難者の対応に関すること。				表記の整理				

頁	修 正 前			修 正 後			備 考
		9 庁舎施設の被害調査、災害復旧に関すること。 10~13 (略)		9 <u>市役所本</u> 庁舎施設の被害調査、災害復旧に関すること。 10~13 (略)			
		(略)	(略)	(略)	(略)		
		(略)	(略)	(略)	(略)		
	<b>情報管理部</b> (略)	「報道班」 広報広聴課	1、2 (略) 3 災害情報の発信に関すること。(市ホームページ・市公式ライン、緊急情報X (旧ツイッター)、春日井駅デジタルサイネージ)	<b>情報管理部</b> (略)	「報道班」 広報広聴課	2、2 (略) 3 災害情報の発信に関すること。(市ホームページ・市公式ライン、緊急情報X (旧ツイッター)、 <u>J R</u> 春日井駅デジタルサイネージ)	
		(略)	(略)	(略)	(略)		
		(略)	(略)	(略)	(略)		
	<b>市民窓口部</b> 部長 (略) ○総務部長 <u>○総務部参事</u> ○こども未来部長	(略)	(略)	<b>市民窓口部</b> 部長 (略) ○総務部長 <u>(削除)</u> ○こども未来部長	(略)	(略)	組織体制の変更に伴う修正
		(略)	(略)				
		(略)	(略)				
		(略)	(略)				
	<b>技術 部</b> 部長 (略) ○まちづくり推進 部長 <u>○建設部次長兼ま ちづくり推進部 次長</u>	(略)	(略)	<b>技術 部</b> 部長 (略) ○まちづくり推進 部長 <u>(削除)</u>	(略)	(略)	
		(略)	(略)				

頁	修 正 前			修 正 後			備 考
	(略)			(略)			
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	